

## 平成18年度 第2回 宮城県男女共同参画審議会会議録

**日 時** 平成18年8月23日(木) 午後1時から午後3時まで

**出席委員** 安藤ひろみ委員, 小田中直樹委員, 渋谷文枝委員, 菅原真枝委員, 鈴木千賀子委員, 星明朗委員, 細川美千子委員, 榎石多希子委員, 山元一委員, 若生真佐子委員

**欠席委員** 木村信一委員, 田中芳子委員, 舟山健一委員

### 1 開会

**事務局**: ただいまから, 宮城県男女共同参画審議会を開催いたします。開会に当たりまして, 最初に環境生活部長よりあいさつがございます。

### 2 あいさつ

**三部部長**: 皆様こんにちは。今日は大変お忙しい中, また暑い中をご出席いただきましてありがとうございます。本日は6月9日の第1回目の審議会に続きまして, 今回は2回目ということですので。その間, 7月下旬に各分野ごとの懇談会ということで「平成17年度の取組状況」について議論いただいたということで感謝申し上げます。今日は第2回目の審議会になるわけですが, 本県の男女共同参画推進条例が制定されて5年目, 男女共同参画基本計画ができて4年目ということでそれぞれ進めているわけですが, 各分野で目指しているところに達成がなかなかできないという要素があり, 県といたしましては全庁をあげて各部局一丸となって, また, 市町村含めて各分野でも実現に向けた取り組みを続けて参りたいと思います。審議会の委員の皆様のご意見を踏まえながら進めていきたいと思います。「宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告」ということで今日はご審議願いたいと思います。御忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願いします。

**事務局**: 本日の会議は, 田中委員, 木村委員, 舟木委員より所用のため欠席する旨のご連絡をいただいております。榎石委員は若干遅れて出席する旨の連絡がきております。本日の審議会は, 委員13名中8名の方が現在ご出席されておりますので, 宮城県男女共同参画推進条例第20条第2項の規定による定足数を満たしておりますことを御報告いたします。それでは議事に入りますので, 小田中会長に議事の進行をお願いします。

**小田中会長**: 本日はお忙しい中をご参集いただきましてありがとうございます。今年度2回目の審議会ということになりますが, 7月に懇談会をそれぞれ暑い中ご参加いただきましてありがとうございます。本日は環境生活部長さんからお話ございました「年次報告」についての議論になるわけですが, 先日郵送でお送りいたしました, お手元にお配りした「年次報告書」と若干の違いがございますので, 後ほど事務局から説明があると思います。また, 今後のスケジュールですが, 7月に皆様に参加いただきました関係部局との懇談会の内容について事務局でま

めていただいた資料と「年次報告書」の最終版とを配布しております。はじめに今後のスケジュールにつきまして事務局より説明願います。

**事務局：**資料1「男女共同参画審議会・男女共同参画施策推進本部会議会議スケジュール」、資料2「男女共同参画を推進するための部局別懇談会における意見の概要」、資料3「宮城県における男女共同参画の現状及び施策に関する年次報告（案）」に基づいて説明。

**小田中会長：**資料2「男女共同参画を推進するための懇談会における意見の概要」についてですが、事務局で作っていただいた資料に記載されている内容以外で何かあればお出しいただきたいと思います。この資料は本日配られたものですので、皆様が三つの懇談会のひとつにはご参加いただいておりますが、出席しなかった懇談会以外のことで質問や意見等があれば情報交換をしたいと思います。それが1点。2点目に資料3の年次報告については事前にお送りしてお読みいただいておりますが、質問、意見等があればご議論いただきたい。これが2点目。3点目に資料3の年次報告（案）の5ページにある「審議会の意見」についてですが、事務局の方でご用意いただいたものでご議論いただくこととなります。以上3点です。まずはじめに全体を通してどういうことをするか。これは年次報告、県庁における男女共同参画の状況についての年次ごとの評価についてですが、以前審議会で議論になったところですが、年次報告を作る過程で、どういうふうに審議会がかかかわるか。とりあえず現場の部局との懇談会を設置して、部局別懇談会での審議会委員の意見、あるいは審議会での皆様方の意見を踏まえて年次報告を作成するという事になっております。そうしますと審議会の評価でありますとか意見とかがどれくらい出てくるかはっきりしないのではないかと。と、前回の審議会で意見が出まして、今年度は5ページの「審議会の意見」として年次報告のなかですが県庁の文章のほかに載せることにしたいと思います。意見をどのように出すかということの後ほど3番目にご議論いただくわけですが、この意見をまとめる過程で懇談会での様々な意見や感想等を共有したいというのが1点目、意見をまとめる際事務局で作成した案を確認する必要があるのですが、それが2点目。それを踏まえて審議会の意見を発表するか、発表するとしたらどういう内容にするか、それが3点目、ということになるかと思っております。では、最初に7月の懇談会での質問等をお出しいただいて、内容を共有したいと思います。今回が初めてという方もいるし、ご参加できなかった方もいるので、どなたでも結構ですので感想、質問があればお願いします。

**細川委員：**初めての参加で、2回出席しましたが、印象としては男女共同参画の視点というのがあまり考えられていないので、庁内の意識がもうちょっと高いといいなと思います。懇談会でいろいろ質問したのですが、いただいた資料（実施状況調書）にもっと詳しく書いていただくと聞く必要がないのではと思います。詳しく書いてある調書もありますけれど。また、2回目の懇談会では関係部局に女性がだれもいなかった、というのが印象的でした。

**事務局：**資料の実施状況調書の記載については来年度以降になりますが、工夫はしてみたいと思います。

**槇石副会長：**私が出席したのは総務部と教育庁の懇談会ですが、毎年だんだんこの懇談会が良くなってきているという印象です。ただ部局側の出席者に女性が少ないというのはどうでしょう。意識的にどうするという訳ではありませんがそういう印象です。

**星委員：**部局別懇談会に都合がつかなくて欠席いたしました、送っていただいた資料を読んで、2、3の感じたところを述べさせていただきます。まず保健福祉部の（施策項目の）29番の妊娠・出産期における母子の健康確保の推進ですが、特定不妊治療費助成の件数が142件と多いのですが、加美町に匿名で投書があり不妊治療には非常に高額な費用がかかるので助成して欲しいとのことでした。その後県内の市町村の状況を調査しましたらひとつふたつの市しか県の助成に上積みして助成しているところがないとのことでした。加美町でも少子化の時代でもあるし助成制度をスタートさせようかと考えています。表面には出てきていないけれど悩んでいる方は多いのかもしれませんが。実態調査の結果のようなものを県も市町村に流していただければと考えています。それから、35番の被害者への自立生活の支援・情報提供ですが、母子支援センターが県内で4施設しかないのですが、加美町にも1施設、20世帯分ありまして、いわゆるDVの関係とか、いろいろな事情で入所してきている人達がおります。施設は20年くらい経っていてお風呂はひとつしかない。この施設の子どもの入所制限は18歳までとなっているのにお風呂がひとつしかないのはどうなのかなど。施設の改築を県単でできないかと思います。新築ですと助成制度はあるけれど改築はできないというのです。県下でもどんどん少なくなってきて4ヵ所だけになってしまったけれど、母子支援センターを利用したいという人は増えてきているのですから、もっと既存の施設の改築・増築への対応を考えてもらいたいと思います。18番の児童館等の整備促進ですが、働く女性の子どものお世話をする児童館や放課後クラブみたいなもので、昔でいうと鍵っ子対策ですが小学校区ごとにひとつはないといけないのではないかと思います。各自治体に1ヵ所ぐらいずつしかないとなると（放課後に）移動して児童館なり放課後クラブに行かなければならなくなると思います。県と市町村が少子化対策をしていかなければならないと思います。旧中新田町では小学校単位に全部設置しているんですが、旧小野田・宮崎ではまだなくて公民館などを利用して行っています。これなども全県的に見直していく必要があるだろうと思います。教育庁の39番の男女混合名簿についてですが、入学式に出席する機会があるのですが、男女別の名簿が普通でこれなどは固定的なイメージを持つことがないような学校運営をするためにもっと推進すべきであろうと思います。学校によっては、クラス名簿では男性が先で女性が後というところがあるので改めていくべきであると思います。それから50番の多様な保育サービスの充実のファミリー・サポート・センターですが、（人口の多い）市の単位で設置されているが、全県の市町村に設置されるようになればよろしいのではないかと思います。この資料をいただいてそのような感想を持ちました。

**鈴木委員：**保健福祉部と県警の懇談会に出席しましたが、資料2の「懇談会の概要」の最後の方は私が質問したのですが、「365日24時間対応している。」という言葉に終始して、私が求めた回答は得られなかった気がします。警察の現状について疑問がありどうなのかなど。この「個別の解決能力を高めている」という部分の取り上げ方は県の優しさの書き方です。もっと警察は県との連携を改善して欲しいなと思いました。

**小田中会長：**では、懇談会にご参加いただいた方からそれぞれ感想等をいただければと思います。

**安藤委員：**この「懇談会の概要」を読みますと、関係部局の回答が質問の意図と違っていると思われるところもあり、この文章も少しずれているところも見受けられます。保健福祉部の22番の介護にかかわる人材の養成・確保については、男女が生き生きと暮らせるために、本当に辛いときに病院や施設を利用できる施策というのは、困ったときのレスパイトケアについてだったんですね。本当に困ったときのレスパイトケア的なものを今後国では在宅療養ということにふってはいけるけれど、実際行く先（病院・施設）の安全がなかったら政策として進まないのです。国の施策を待つのではなく県として何か新しい方向性がありますか、というと各自治体に任せてあるのでという。介護保険は確かに各市町村ですることですが、県は市町村を指導する立場で何かお考えありませんかとお聞きしているので、ここのところ注釈させていただきます。

**渋谷委員：**私からは高齢出産の人達が多くなっているんだけど、もっと若いときに出産できるシステムができないかと質問したんですが、はっきりした回答はいただけなかった。例えばこういう方法があるというように、希望のひとすじを加えて欲しかったです。このままでは子どもが増えませんが、私の地元の病院では高齢出産は扱わないといわれてますので、仙台の大病院に押しつけることになるので、ますます産みたくても産めないという状況が差し迫ってます。もう少しつっこんでやって欲しかったなと思います。

**槇石副会長：**ここのところは、高齢出産ではなくもう少し早く産むということが、いま産婦人科が不足しているし医療機関の問題とからめて質問しているのですか。

**渋谷委員：**それもあるし産婦人科の医師に聞くと、高齢出産は難しいし少しでもミスするといろいろ言われるので、（出産が）とても怖くてできない。若くして出産ということをみんなで考えれば、あるいは良い考えも出るのかなど。

**山元委員：**総務部・教育庁の懇談会に参加いたしましたが、懇談会に参加した関係部局の職員の方に、「なぜ、これが男女共同参画に関係するのですか。」と質問したら絶句した方がいらっしゃ

って、「どういうことなんでしょうか。」と困られてしまいました。つまり人権に配慮した相談体制と書いてあって、人権に配慮するということが男女共同参画に寄与するということなんだろうなと思いますが、人権に配慮するということと男女共同参画が必ずしもびったり一致するわけではない。そこで私が申し上げたのは、男女共同参画の視点に戻るということです。男女共同参画事業というものがあるというよりは、事業のなかに男女共同参画の視点を持つということが総合的、横断的なことではないのかなと思います。その視点というものをいろいろな事業のなかでみていくことが重要であると思います。

**菅原委員：**全体の感想としては、初めて参加させていただいて雰囲気をもっと険悪かと思ってたら、和やかな中でやっていて何か良く分からないうちに終わってしまいました。質問もうまくできなかった。山元先生がおっしゃったとおり、あまり男女共同参画に関係すると思えない事業が含まれていたように思いますし、県の事業でも県がどういう考えを持っているのか聞いても、いまちはっきりしない回答があったのが感想としてあります。

**槇石副会長：**いまのお話ですが、事業でも県レベルでできること市町村レベルでできることとがあるので、事業の全体を示すということなので議論が噛み合わないんですね。私が思ったのは啓発というところで、もうちょっと積極的な声欲しかったなと、ここでも特別な回答がなくて、父親というものに対する働きかけがなくて各部署に任せているというのが残念かなと思いました。

**若生委員：**4番の人事課・教職員課の部で出席した懇談会で話し合われなかったのですが、当日は教員採用試験の日でしたので、担当課の出席がなくて残念でした。また、回答に女性教員の管理職の登用のネックになっているのは「研修受講が困難」とのことですが、私はこれがネックではなく、(学校では)女性が校長、教頭になろうとする気持ちがあるかどうかだと思います。研修の機会がたまたま来たかどうかではなくて、出産や育児があっても本人が望めば受けることができますし、出産や育児は管理職への道へのハードルになっているということではないと思います。女性のそれぞれのライフプランを考えることが大切です。教員になったときに意欲的に子どもたちの教育にどれだけかかわるかということを真剣に考える教員を養成することではないかと思います。管理職はハードな仕事で朝早くから夜遅くまでということが日常ですのでそういうハードさをクリアする意欲をもてることも管理職になる条件の一つと言えるでしょう。また女性として子どもたちへの目配りとか、職員への配慮とかについては、校長・教頭両方が男性であるよりも、どちらかが女性であることの方が利点が多い気がします。力のある女性がたくさんいらっしゃるので機会を与えていくことが必要であると思います。槇石副会長のお話ですが、どうやってお父さんの教育参加を確保していくのが課題です。生涯学習課で一生懸命にオヤジの会とか開催していますが、仕事を休んでまで講演会に参加することは難しい。そういうお父さんたちはまだまだ少ないので、お父さんたちの意識を高めることが必要です。PTAの会合でも有給で参加できる会社はいい方で、二人で育てる子どもなので、お父さんもお母さんも会社の方で参加を勧

めるような雰囲気づくりが大切です。

**小田中会長：**いままでの話を総合しますと、懇談会の一日目（保健福祉部・警察本部）につきましては、安藤委員、鈴木委員、渋谷委員から意見があり、DV対策・シェルター（婦人保護）・レスパイトケア・高齢出産の問題についてありました。二日目（総務部・教育庁）につきましては、山元委員、菅原委員、横石委員、若生委員から、分野として県ができることは大きな枠組みのなかであり、視点が大事であるということ。父親の方の意識啓発の重要性、女性教員の管理職登用についてありました。では、三日目（産業経済部・土木部）につきましてお願いします。

**細川委員：**この懇談会（産業経済部・土木部）では予算の都合がと言う方が多かったです。予算は減らされているのでそれは言えないのではと思います。ファミリー・サポート・センターは利用できない方もいるので、会員以外では保育所などを利用していると思います。

**小田中会長：**三日目は私も出席しましたので感想を述べますと、ひとつはポジティブ・アクション事業については他県であまり取り組まれていない試みですので非常に大事であること。もう一点は今日は舟山委員が欠席ですが仙南農協での経験を話されたんですが、商工業と農林水産業を比べますとどうも農林水産業が活発で商工業についてはなかなか難しい。例えば男性の育児休業取得についても難しいということ。また、現場で実際に作業をしていただいている方、農業分野では生活改善普及員とかはずいぶんいらっしゃるけれど、商工業では2人の（企業）アドバイザーを雇用してやっていただいているとのことで、むしろ商工業についてはこの分野では問題が多いのではないかと思います。三日目は以上のような意見でした。2点目は「年次報告（案）」のことについてですが、第1部に最終版の総括がありまして、2番目に「審議会の意見」とそして進捗状況、つづいて第2部で現状、第3部で施策、第4部で市町村の状況となっています。第1部は懇談会でのやりとりを踏まえて事務局でお作りいただいたものをメインにして、報告の内容についてなにか意見・質問等ありましたらお出しただいて、それを踏まえて後ほど事務局の方で最終的な報告案を作ってくださいということになります。主に総括の部分、4ページほどありますが質問・意見をお出しただければと思います。この報告書がどのように使われていくのかご説明ください。

**事務局：**この報告書をご議論いただいたうえで修正して、知事をトップとして各部局長をメンバーとした男女共同参画施策推進本部会議で了承していただくこととなります。この審議会でもいただいた意見について見直せるところは見直しまして会議に諮ります。

**星委員：**第1部の総括の部分で感じたところをひとつ。自治体の根幹である議会議員の数について、市町村合併により人数が減少したのはやむを得ない現状なのかなと。合併前は加美町では52人に対して2人ですが、合併後は0人です。大選挙区ですので当選ラインが上がったんですね。

非常に立候補しにくくなった。当選しにくくなった。4年、8年、12年という長いスパンで考えないと戻ってくる確率は下がるのではないか。また、加美町の農業委員ですが、これも現員はゼロであります。選挙の洗礼を受けるというのは合併というハードルがありましたのでやむを得ないと思います。市町村職員の女性管理職は2年後くらいから団塊の世代の大量退職が平成20年の3月から始まりますので、各市町村で20人くらいの職員が減りますし、職員数の男女の比率が2分の1くらいです。平成22年頃から女性職員の登用は今後は進みます。

**鈴木委員:**地域の女性リーダー育成のためにみやぎ女性人材開発セミナー修了生を女性人材リストに登載して、社会の活躍の場の提供を行っていく必要があります。報告書のなかに人材リストを整備し活用を図った、とありますが、646人のリスト登載者のうちどのくらいの方が登用されているのか、その活用方法をお聞きしたい。

**事務局:**人材リストに646人いますが、登載者の方の個性をまだ生かしきれていない。その方のいい面はリストの規格にあわせると表現できないと感じています。3年ごとにリストを見直しているのですが、どういう活動をしているのかをもっと表現できれば活用できるのではと思いますので、その見直しならば予算もかかりませんのでそういうことを考えております。646人おりますが実際登用されておりますのは、100人くらいだと思います。毎年調べておりますが延べ人数でそれぐらいで、この審議会の委員の公募もほとんどセミナー修了生だったと思いますが、審議会委員になってもこちらに連絡があるわけでもないんですが、いろんな形で活躍いただいていると思います。現時点ではその程度にとどまっているということです。

**鈴木委員:**私もこのセミナー修了生ですので、リストの配布方法とかもいろいろあるかと思えますし、もっと生かしていただければと思います。

**事務局:**市町村とか他の機関には、個人情報保護のからみもあってリストを簡単に配布できないということがあります。それも活用し難くしているひとつの側面なのかなと思います。市町村を訪問したり、毎年開いている市町村担当課長会議でもリストの活用についてお話しています。

**細川委員:**女性人材リストには私も登録していますが、仙台市にも提供していると思いますので、その活用についても追っかけてみたらいいのではと思います。審議会の登用状況についてですが、昨年と比べて女性委員が0人の審議会が増えたような気がしますが、どうでしょうか。

**事務局:**昨年度は二つ女性委員が0人の審議会がありましたが、昨年度末に新しく登用計画を策定しましたときに、審議会を洗い直してそのときに出てきた審議会があります。設置期間が短かったり専門的なため女性委員が登用できない審議会があったりして、このような状況になっております。

**小田中会長**：他にございますでしょうか。では私からですが、第1部の進捗状況一覧についてですが、農協役員に占める女性の数ですが、農協単位に理事2人以上という表現は分かりにくいので、何か書き加えた方がいいのではないかと思います。もう1点ですが、公立小学校の教職員の管理職の女性の割合が全国平均を上回っているというのは間違いではないでしょうか。逆に下回っていると思います。では、3番目に入ります。「審議会の意見」が第1部に付いておりますが、年次報告についてはこのように原案を作り議会に報告するのですが、審議会として「年次報告」に対して、どのような意見を持っているのか、どのような評価をしているのか分かりづらいので、前回の審議会でこのように別立てで意見を付した方が良いのではないかという話があった。そこで第一に「審議会の意見」を出すか出さないか。意見を出すとしたら、報告書に付すのではなくて別に出す方がよいのか。第二に出すとしたら、どのような意見を付すのか。もちろん出た意見を全部出せばいいんでしょうけど、どういう点を出したいか。では最初に年次報告に施策に対する意見を出すかどうか。意見はありますでしょうか。

**槇石副会長**：出すならばもうすこし時間をかけて、この事務局案をもう一度持ち帰らせていただいた方がよいのではないかと思います。この意見は我々が3日間かけてやったものの意見というにはもの足りないというか、非常に大枠的という気がします。

**小田中会長**：事務局の方でこの意見案をまとめていただいたのは、資料をみていただく分かるんですが、来週30日に推進本部の幹事会が予定されております。その後推進本部会議があります。これは県庁内部の問題なんでしょうけど、意見をできるだけ来年度の施策に反映させようとするにはこのタイミングで出しておく方が県庁内でも検討しやすいということがあります。

**星委員**：資料が届いたのがぎりぎりですので字句の修正にはちょっと時間があるかなと、市町村の取組みの状況がありますが、加美町の方で加えて欲しいところがあります。明後日の金曜日まで時間をいただきたい。「審議会の意見」のところの男性の育児休業取得のところは大変大事なところですのでもう少しインパクトの強い表現にしたらよろしいのではないかと。それと意識啓発についてですが、いわゆる条件整備というか、私から言わせると（職員が）産休で休まれると全体のバランスが崩れていく。そこで男性が育児休暇ということになると大変な事態になる。そのための条件整備をしないといけない。女性の育児休暇は定着しつつありますが男性の育児休暇はいまのところゼロです。育児休暇を取りやすい条件整備をするという意見もきちっと出しておいた方がいいのではないかと思います。

**安藤委員**：この意見を議会に出していただけるのがありがたいと思います。懇談会で県庁のなかで育児休業を取った方はいらっしやらないんですか、という質問をしたんですが、行政が、指導



する側が（育児休業をとるように）できるかできないかを問うたんです。実際はこういう状況なんであると。でも男性側が育児休業をとるとそのシステムが動かなくなるというのもこれもちよっと問題なんですね。そういったことではなくて本当の意味で育児休業の男女ともに参加するというのがなければならないと、男女共同参画審議会の意見としてこの分だけでも検討していただければいいと思います。

**小田中会長：**ほかの委員からも、（出す）タイミングあるいはご意見等ありましたらお出しただきたいんですが、ちょっと議論の整理をしますと、3通りのまとめ方がありまして、ひとつは事務局、会長・副会長にご一任いただくこと。二つめは星委員さんからありましたとおり、一回戻してから30日（の幹事会）に出せるように、数日間検討してもらおうというのはどうかと、もうひとつは原案を作って次回の審議会ですがそこできちんとした意見をまとめて出すことにするか。タイミングとしては3つくらいの方法があると思います。

**事務局：**今年度の「年次報告（案）」に載せるとすると、8月30日の幹事会がぎりぎりのタイミングになります。

**小田中会長：**要するに、30日までに意見をまとめると年次報告に載って、来年度以降の県庁の取組みにある程度インパクトを与えることができます。ほかの委員さんからも何かありますでしょうか。

**鈴木委員：**もうひとつなんですけれども、漁協の役員に関してですが農協の役員に比べて人数が少ないんですね。私も気仙沼市ですので漁業の方の地域ですので、どうして進みにくいのかというのを県の方でもつかんでいるのかどうか。育児休業の条件整備と同じように漁協関係者にも啓発というか条件整備をもっとするように、漁協関係についても取り上げて欲しいと思います。

**槇石委員：**予算のことを考えずに先ほどお話ししましたが考えてみると、いま伺っている「審議会の意見」の4つのうち一番は具体的で分かりやすい。言葉を足せばいいかなと思います。いま、漁協関係者の役員の登用について話がありましたが、全体的なところを加えると30日に出せるものになるのではないかと思います。これをベースにしながらひとつ加えたり引いたりしながらできるのではないかと思います。

**小田中会長：**いまの槇石委員のご意見は、4つの意見のうち1番目はいいとして、2,3,4番目は抽象度が高いので具体的な文言を足すとして、また、漁協のことを含めて女性の管理職、漁協の役員の登用について、もう一項目足すというご意見だったかと思います。この意見そのままではなくて修正した形を出すとしてよろしいでしょうか。

**星委員:**修正するところがあれば金曜日までファックスで出すということによろしいでしょうか。

**小田中会長:**よろしいと思います。30日の幹事会の前にまとめる必要がありますので、この後皆様からご意見をいただいて、ある程度その意見を踏まえ5ページの「審議会の意見」をまとめて、明日(24日)皆様に逆にお送りします。また、星委員さんからお話しのありました「年次報告(案)」の他の箇所についての修正要求があれば25日の金曜日中に推進課の方にご意見をお寄せいただくことにします。それをまとめて「年次報告(案)」として30日の幹事会にかけるという日程になろうかと思いますがよろしいでしょうか。では、このあと5ページについて、15分ほどご意見をいただいて25日金曜日までに「年次報告(案)」の修正を男女課の方にお寄せいただくという手順にさせていただきます。5ページの方に戻りましてそのほか審議会、懇談会でお感じになったこともあるかと思いますが、いまあるのは、原案では、1点目が共同参画の視点、2点目は意識啓発、3点目はポジティブ・アクション、4点目は育児休業ですが、2、3、4については文言をもっと具体的に付け加えることにします。特に4点目の育児休業については安藤委員、星委員からももっと強い表現で条件整備を含めてつけ加えて書いて欲しいと。企業にとっても必要であろうとのこと。付け足してとして5番目の項目として、鈴木委員さんからは漁協の役員などの管理職への女性の登用又は進出について書き込んで欲しいとのこと。

**鈴木委員:**農協分野の方は進んでいるけれど、漁協の役員について進んではないので、県からも指導助言し、女性の登用するように努めてほしいと思います。

**渋谷委員:**農協も同様です。なかなか(農協)その場(農協)に出て行くというのは大変です。この役員のところ(女性の役員)枠を設けた方が早いのではないかと思います。

**星委員:**この報告のなかの目標数値で、漁協が5人以上というのはひとつの漁協ごとになんてでしょうか。

**事務局:**この5人以上というのは、全県で5人です。

**星委員:**家族経営協定を締結した農家数が408戸で、目標が710戸というのは産業経済部から出てきた数字なんでしょうけれども、農協については大きいところも小さいところもあって一律710戸というのは難しいのでは。これは不思議でこの数字には端数もあってどういう根拠で出されたのか。

**事務局:**710戸というのは市町村単位ではなくて県全体での数字で、当初の数字が301戸でそれを積み上げた数字だと聞いています。

**星委員**：県内の農家戸数が何戸あるかご存じですか。

**事務局**：全県で7万戸くらいです。

**星委員**：そうすると全戸数の1%かな。

**若生委員**：2番の男性への意識啓発の部分については4番に含まれるのではないかと思う。2番と4番をひとつにさせていただいて、初等中等教育については別に項目を設けてみたらどうでしょうか。

**安藤委員**：いままでのお話を伺っていると、だんだん話が掘り下がった専門的なところについているようですが、この報告書もかなりの量ですし、そのインパクトがあるように意見をまとめるのも大変な作業です。言葉が専門家ではない私たちがまとめるのは難しいので、ぜひ槇石先生などにまとめていただきたいと思います。

**事務局**：議会の方に報告する義務もあり、審議会のなかでどういうところが指摘をうけたのか明確に説明するため、報告書に「審議会の意見」を入れるということで、形式を5ページを四角で囲って別の項目にする。男女共同参画の視点は前文に採用されている。2、3、4の項目が分かりにくいとのことですが、総括の文章に盛り込んでいるのでよろしいのではないのでしょうか。

**小田中会長**：とりあえず「審議会の意見」の案については、私と槇石先生と事務局で、この後作って明日皆様の方にお戻しすることにしたいと思います。

**山元委員**：来年度の事業の検討に間に合わせるというならば、事業によって関わりのあるものと関係が薄いものとあるのでしょうか、ただ、私からみてその差が分からないので、会長と副会長とでまとめていただきたく思います。

**槇石副会長**：今年度の報告は懇談会の開催のことも踏まえて出すのか。あるいは来年度の事業のことも考えながら書くのか。いま事務局がおっしゃったとおり総括文も踏まえて書くのか。私としては明日までにとというのは安請け合いできないので、部局との担当者との会話のなかでこういったことを強調したいなというレベルのなかで書きたい。今日一日では難しいかなと思います。

**小田中会長**：審議会のなかでは施策の評価をあまりしてこなかったもので、評価の方法を考えるとときりがないので、いままで先送りしてきたところがあり、評価をするととなると年次報告の全ての事業の評価をするということになります。審議会としての評価の枠組みをシステムとして作る必要がある。今回は先送りして来年度以降作るために皆様方に検討していただくことになります。

いままではこのように独立した意見を出したことがなかったので今回は出すということでお考えいただいて、内容についてはタイトルも含めて、懇談会等も含めた現段階までの意見にとどめる。内容ですけれどもいろいろご意見をいただきましたけれども、資料2をみますと県としてのコーディネーションの問題ですとか、啓発事業をどう評価するかですとか、かなり大きい議論が見受けられる。性教育についての議論とか、さまざまな問題が仙台に集中してほかの市町村でできないかという問題、あるいは改善が必要だといった場合どのように改善するかということ。原案（審議会の意見）の1番目はこれでいくと、2番目の学校と教育とを足した形での意識啓発を文言を足した形で書く。3番目のポジティブ・アクションにも文言を足した形で強調する。4番目は男性の育児休業の条件整備について強調して書く。5番目の農林水産業について他に何か付け足すことがあれば、いまここでお出しいただいて、何かありますでしょうか。

**星委員：**いま事務局で出された「審議会の意見」について一字一句検討をして修正をするということではできないと思うんですね。大体についてこれの意見を聞かれたという立場で事務局として審議会の意見としてまとめていただいた訳ですので、この中で主張するところや文言を訂正するところに追加するところを中心にして意見を申し上げて、この大冊のなかでここもここもと言ったら大変なことになりますから。報告でも載っていないものを修正して、5ページの意見については4番目の男性の育児休業について文言を強めた形で修正願いたい。5ページの審議会の意見については総括の文章を受けて、意見を申し述べるということにとどめるべきだと思います。そうでないと大変な時間を要すると思うし、ぜひこれはおかしいと思うところがあればその意見を申し述べるべきだと思います。

**小田中会長：**繰り返しですが、今後のスケジュールですが、この後5ページ目の意見については、事務局と槇石委員と私の方で修正しまして、明日中に皆様にメールかファックスでお送りしますので、金曜日中にご意見等がありましたらお戻し願います。加えましてそれ以外のページの部分について、星委員のおっしゃたとおり年次報告書で数値のミス、表現のミスについておかしいところの記載の訂正がありましたら金曜日中に男女課の方にお戻し願います。その上で5ページ目につきましては、おおまかには5つの柱については書くということにしたいと思います。この審議会意見の性格についてはこの年次報告の案を我々（委員）が読んで、懇談会を行ったうえでのことにしたいと思います。それ以外の年次報告の評価についてはどう評価するかも含めて、来年度以降検討するというようにしたいと思います。その他ありますでしょうか。事務局ではございませんか。委員さんもございませんか。では、明日中には5ページ目の審議会の意見をお送りいたしますのでよろしく願います。

**事務局：**以上を持ちまして、審議회를終了いたします。